

新潟県の事例(限界的集落への支援措置) ～ 援農体制整備支援事業～

1 事業内容

・限界集落から水稻の作業受託をする生産組織等を支援

(1) 支援対象	
対象市町村	・中山間地域等直接支払制度に基づく「中山間地域等直接支払市町村実施方針」を策定している市町村
対象集落	・次のすべてを満たす集落 傾斜1/10以上等の条件の厳しい農地を有する集落 60歳未満の認定農業者の不在集落 生産組織の不在集落
対象農地	・傾斜1/10以上の水田
(2) 対象活動	・水稻のほ場内基幹作業(耕起・代かき、田植え、収穫)
(3) 支援水準	・ほ場内基幹3作業以上の受託 16,500円/10a ・1作業受託 5,500円/10a (補助率:県5/10、市町村5/10)
(4) 事業実施主体	・生産組織、地域農業担い手公社、特定法人

2 事業実績

	H16	H17	H18	H19
事業実施主体数	3	2	1	1
支援地区数	4	2	3	1
支援面積(ha)	2	3	1	0.3

【事業実績が少ない要因】

- ・勾配要件、認定農業者等の不在要件等が厳しいことから対象となるほ場が少ない。
- ・市町村の負担が5/10と高く、予算計上が困難

3 事業のイメージ

